

中小企業の設備投資に係る新たな固定資産税の特例について

経 済 部

1 現行の経営強化法による支援（平成28年度から30年度）

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組みを記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請し、認定されることにより新たに設備投資した償却資産の固定資産税が1/2軽減される。

2 生産性向上特別措置法案（5月成立予定）による支援（平成30年度から32年度）

市町村が定める「先端設備等導入促進計画」の認定を受けた中小企業の生産性向上に資する設備投資（償却資産）を支援するため、新たに設備投資した償却資産の固定資産税の特例措置（全額免除から1/2軽減の範囲内で市町村が条例で規定）を講じる。（設備投資した翌年度から3年間課税分）

この特例措置の内容により、中小企業庁所管の「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の補助率等が変わってくる。

3 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金

(1) 補助事業概要

中小企業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等に対する支援補助金

(2) 特例率の差による補助金の採択や補助率の違い

- ・ 全額免除 → 補助金審査時の大幅な加点、補助率2/3
- ・ 1/2軽減 → 補助金審査時の加点なし、補助率1/2

4 本市の対応

(1) 市内中小企業者の育成、地域経済活性化の観点から全額免除とする。

※法成立後、6月市議会に税条例の改正議案を提出予定

(2) 先端設備等導入促進計画の策定

法成立後、速やかに策定（詳細については、国にて調整中）

5 特例率の条例改正前の公表

すでに法案による特例措置を加味した内容で補助金の公募が始まっており、補助金審査時の大幅な加点や補助率2/3の適用を受けるには、市が先端設備等導入促進計画の策定及び固定資産税の全額免除を表明する必要があるため、中小企業庁のホームページで公表する。